



写真は山田西3丁目の紫陽花

吹田市の 農業施策について

●市民農園関係事業

市民農園の開設経費及びその後数年間の運営経費の一部を補助します。(開設条件あり)

●地産地消の推進事業

吹田くわいの栽培を支援(助成金あり)、朝市等地元農産物の即売事業を行います。

●花とみどりふれあい農園事業

一団の栽培計画面積が500㎡以上の吹田市内の農地に、市指定の草花の栽培を計画された方に、吹田市が草花の種子を配付します。その草花の開花状況に応じて栽培助成金を交付します。また、花摘み会も実施します。



令和3年3月12日実施 菜の花摘み会の様子

全国農業新聞



全国農業新聞を購読してみませんか

最新の農業情勢について分かりやすく解説し、農業者の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

◇購読料 月額700円
◇発行日 毎週金曜日

お申し込みは、お近くの農業委員 又は 農業委員会事務局へ

農地転用等の実績について(令和2年度)

	件数	面積(㎡)
農地法第4条(権利の移動を伴わない転用)	16	9,712
農地法第5条(権利の移動等を伴う転用)	19	11,015
農地法第18条(賃貸借の合意解約の通知)	1	1,609
相続税の納税猶予適格者証明書	1	1,655
引き続き農業経営を行っている旨の証明書	45	—
諸証明他	29	—

農業委員会へ必要な届出

農地法において次のことが定められていますのでご注意ください

(1) 農地の権利を相続等によって取得したときは、農地のある市町村の農業委員会にその旨の届出が必要です。

(2) 農地を農地以外に転用される場合は、あらかじめ農業委員会に届出が必要です。



な くそう、無断転用

農地を農地以外の用途に変更する場合には、農地法第4条または第5条の規定による届出が必要です。

農地転用届出をしないで無断転用した場合は、農地法に違反することになります。

主な記事

- 令和3年度 基本方針・事業計画について
- 特定生産緑地(指定、意向確認)について
- 農業者年金について
- 吹田市の農業施策、農地転用の実績、農業委員会へ必要な届出について



令和3年度 基本方針・事業計画

4月26日開催の第一回農業委員会において、令和3年度事業計画を決定しました。基本方針は次のとおりです。

基本方針

本年度の基本方針としては、農業委員会の権限に属した農地法等の法令業務の厳正・適正な執行に努めるとともに、農地の利用の最適化推進のため管内の農地の利用状況調査・利用意向調査を実施し、特に生産緑地や相続税等納税猶予適用農地については、その制度や税制上の趣旨を踏まえ農地が有効に利用されるよう当該農地の適正管理の指導を行うとともに、生産緑地の問題については、農業者の代表として、吹田市と連携し、情報の提供や相談等に特に力を入れて実施してまいります。

また、平成4年に指定された大半の生産緑地が令和4年3月31日で特定生産緑地への指定申請の期限を迎え、都市部における農業・農地の大きな転換が訪れます。今後も都市部における新鮮な野菜の供給源であり、緑地である農地・農業を守るため、制度の趣旨を関係者に伝えるための活動を行ってまいります。昨年度はコロナウイルス感染拡大防止の観

点から、実施できなかった「学童農園」については、農業に対する理解の醸成や農作業体験・交流の場として有効な事業であることから、関係機関とより密接な連携を保ちながら本事業の継続・発展に取り組み、子どもたちを含む市民への農業に対する理解の醸成に努めてまいります。

さらに、農業委員会系統組織運動に呼応し農業委員会活動の強化に取り組むとともに、都市農地のもつ多面的機能・役割を活用した都市型農業施策の推進を、市、政府をはじめその他関係機関に要請し、都市農業の振興及び良好な都市環境の形成に資するため「農」のあるまちづくりの推進に取り組んでまいります。

事業計画

農地関係法令業務や農地行政の円滑・適正な推進を図るため、法定化された農地台帳の整備に努めるとともに、農業者自らが所有農地の適正な保全・管理に努めるよう指導及び助言を行います。

また、本市農業の振興を図るため市民の都市農業・農地に関する理解の醸成を図るとともに、市民参加・利用型の農地利用施策の推進を図れるよう、次の事業を実施します。

① 農地パトロール (利用状況調査)

8~9月実施予定

- ② 農事相談
- ③ 委員研修
- ④ 農政専門委員会の活動
- ⑤ 意見交換会の開催
- ⑥ 農業者研修会
- ⑦ 意見の公表等
- ⑧ 情報提供活動
- ⑨ 学童農園
- ⑩ 農地台帳の整備調査

などに取組みます。



特定生産緑地の指定について

申出基準日が令和4年度、5年度、6年度の生産緑地をお持ちの方へ、特定生産緑地指定申請のお知らせを既に郵送しておりますが、申請を検討されている方は、申出基準日の前年度末までに必ず申請をお願いします。申出基準日が令和7年度以降の生産緑地をお持ちの方につきましては、申請の受付開始時期が近付きましたらご案内させていただきます。

特定生産緑地に指定されることで、生産緑地の指定から30年経過した後も、引続き10年間、税制優遇を受けることができます。なお、お持ちの生産緑地のうちの一部を申請することも可能です。

令和3年5月末時点では、申出基準日が、令和4年度及び令和5年度を生産緑地のうち、約4割程度特定生産緑地に、指定の申請をいただいております。

生産緑地及び特定生産緑地制度について、ご不明な点がございましたら、都市計画室までお気軽にお問合せ下さい。

特定生産緑地の指定意向確認について

申出基準日が令和4年度を生産緑地をお持ちの方で、まだ特定生産緑地の指定申請をされていない方へ、令和3年7月中に再度意向確認書類の郵送を予定しております。特定生産緑地への指定希望の有無にかかわらず、必ず確認の上、返送をお願いします。

お問合せ先

吹田市 都市計画部
都市計画室 都市計画担当
(吹田市役所 低層棟2階214番窓口)
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
TEL 6384-1947
FAX 6384-9901
E-mail toshikei@city.suita.osaka.jp
平日 午前9時~午後5時30分
(土・日・祝は休み)

※なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口対応時間を短縮しております。お越しの際は事前に電話でお問い合わせください。

農業者年金に加入しませんか

- (加入要件) 年齢、60歳未満
国民年金第一号被保険者
年間農業従事日数60日以上
- (積立型) 積立方式の確定拠出年金
(納めた保険料とその運用益があなたの将来の年金として生涯支給されます)
- (保険料) 月2万円から6万7千円(千円単位)自分で選べ、途中の変更も可能です
- (税制の利点) 納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象
また、将来受け取る年金は公的年金等控除が適用されます

(問合せ) ご相談は、J A 北大阪本店経済係または農業委員会事務局までお願いします

お問合せ先

吹田市 農業委員会事務局
(吹田市役所 高層棟3階333番窓口)
TEL 6384-2792